

●—日本近代における〈家庭の学校化〉

I 家庭の管理装置としての学校教育

明治期・大正期における「学校と家庭との連絡」

"Schooling of Families" in Modern Japan

I School Education as a Governmental Device to Manage the Home:
Communications Between Schools and Families During the Meiji/Taisho Era

有本真紀

ARIMOTO, Maki

【要旨】 本稿は、「家庭教育」の浸透を、「家庭の学校化」を企図する学校の取り組みを視点として読み解くことを目的としている。学校は、通信簿をはじめとする連絡文書の発行、参観の奨励や懇話会といった学校への保護者招喚、家庭訪問などを行って家庭との連絡を図ろうとした。一方で、学校は児童の「個性教育」に資するとして、児童一人ひとりの性格や身体に関する事項、学業成績、家族構成、生活程度、近隣の状況に至る詳細な情報を収集し、「個性調査簿」を編製した。個性の原因は家庭にあるとされ、遺伝と環境の両面から「家庭調査」が行われた。家庭には、児童に関するあらゆる質問に適切に答え、所感や学校への希望を語ることが求められた。こうした実践の中で、家庭は自らを観察しはじめ、学校教育に適合的な家庭教育を身につけていくことになる。そのプロセスを追うことで、学校教育が家庭の管理と啓蒙を通じて〈原因としての家庭〉を見出し、さらには〈観察者としての家庭〉を創り出したことを論じた。

キーワード

教育する家族、家庭教育、個性調査、家庭訪問、家庭調査、通信簿

1. はじめに

家庭教育ハ小学校の教育と大切なる関係あることにて若し家庭教育あしければ小学校の教育も十分に効能をあらはすことが出来ぬ(小池・高橋 1887:5)

家庭教育と学校教育との関係を述べたこの文は、明治20年に刊行された日本で最初の家庭向

け教育書の一節である。『家庭教育』の名を冠した書の表紙には、座卓を囲み積み木で遊ぶ4人の子どもの傍らで、母が積み木を指差しながら導く姿が描かれている。母の表情は柔らかく、わずかに微笑んでいるように見える。

教育上ノ好成绩ヲ奏センニハ、家庭ト学校ト共ニ提携シテ、之ヲ誘導スルニアラサレハ、到底其効ナキコト、固ヨリ智者ヲ俟タサル所（峯 1893：191）

これは、明治26年発行の教員向け修身教授書が説く「学校ト家庭トノ関係」である。続けて、「教師ハ修身ノ道ヲ説キ示シ、且之ヲ行フノ材料タルヘキ訓話ヲ授クルニ過キス、是ヨリ以上ハ、家庭教育ノ範圍ニ属スルニヨリ、学校ト家庭トノ連絡ヲシテ親密ナラシメ、相互ノ事情ヲ明ニシ、彼我トモニ教訓ト実践トヲシテ、符合セシムヘキコトハ、最大必要ノ事」（峯 1893：191-192）と、家庭との連絡が強調される。学校と家庭とが密に連携し方針を一致させるべきとの主張は、現代に至るまで常にくり返されてきた。

だが、「家庭」や「家庭教育」の語は近代学校教育開始当初から現在と同様な意味をもち、使用されてきたわけではない¹。ホームの訳語である「家庭」は、『女学雑誌』（1885年創刊）、『家庭雑誌』（徳富蘇峰主筆 1892年創刊）をはじめとする明治20年代の新聞・雑誌等において、従来とは異なる新しい家族のあり方——性別役割分業が行われ、子どもの教育に積極的関心を示し、家族成員の情緒的結合に高い価値を置く——を示す語として登場したことは多くの研究が指摘してきたとおりである（小山 1999, 2002, 牟田 1990, 山本 1991）²。本稿冒頭に引用した2例も、「家庭教育」の時代を拓こうとする気概をもって書かれたものと思われる。

「家庭」は「存在する前に語られるもの」（小山 2013：499）であった。19世紀末、「家庭」はごく限られた富裕な知識層にとっての理念型にすぎず、現実には学校の価値観と家や村のそれとは大きく異なっていた。親たちは、それぞれの地域や職業、族籍、門地が背負ってきた仕方に従って子どもを扱っており、その仕方は学校教育を意識したものではなかった。学校が普及していない時代に育った親世代にとって、学校教育というものは子を就学させて初めてふれることばかりであったろう。教師からみれば、親たちが学校教育を理解していない状況では、せつかく学校で教育しても子どもが家に帰れば「一日温メテ二日冷ヤス」ような事態となる。家庭は「教師成効の障物」（太田 1891：81）であり、学校教育の進展を阻む原因は家庭にあると考えられていた。

1910年代から1920年代にかけて、都市の新中間層を中心に「教育する家族」が登場したとされる（沢山 1990, 広田 1999）。その大きな特徴として、「明確な性別役割分業を前提にして、親（特に母親）こそが子供の意図的な教育の責任を負っているという意識」をもつことと、「家庭と学校教育との同型化」が挙げられる（広田 1999：54-55）。子どもの教育と健康に注意をはらい、自らの子育てを学校教育の方針と一致させた、「教育する意志」をもった家族による「家庭教育」が実践されることになる。その実践の場である「家庭」は、産業化・都市化、学歴別年功序列賃金体系の成立、学歴による地位継承戦略がもたらした進学熱、良妻賢母主義による女子教育などの背景から出現したとされる（神原 2001）。

しかし、学校と手を携えて子どもの教育にあたる家庭、いわば「学校化した家庭」は、それら社会的・経済的要因のみによって出現しえたのだろうか。あるいは、勃興するジャーナリズムによって創出され、人びとに価値観が植えつけられたのだろうか。その出現と浸透には、学校教育

の進展を阻む家庭に対して学校の方針を理解させて協力を取りつけ、「教育する意志」をもたせようとする、学校からの直接的な働きかけが不可欠だったのではないだろうか。

本稿では、近代学校成立後しばらくしても学校教育の何たるかを理解していなかった親たちが、学校教育に適合する仕方での子どもの養育にあたるようになった要因を、明治期から大正期にかけての小学校の取り組みから探る。この際注目するのが、1891 (M24) 年「小学校教則大綱ノ件説明」(以下「大綱説明」と略)にある「各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供シ之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脉ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム」³ という文言である。これを受け、学校は家庭との協力関係を取り結ぼうと努め、1890年代半ばには「家庭との連絡」が教育界の重要なキーワードとなった。

では、学校はいかなる方法によって家庭と気脉を通じ、相提携しようとしたのか。学校と家庭の間で、どのような情報が伝えられていたのだろうか。「家庭教育」の浸透を、「家庭の学校化」を企図する学校の取り組みを視点として読み解きたい。

2. 「大綱説明」以前の取り組み

2-1 「家庭」と「教育」の懸隔

明治10年代まで、「家庭」の語は教員向け教育書においてもほとんど使われず、生徒の養育者を指す言葉としては「父母或ハ後見人」「父兄」「保護者」が用いられた⁴。彼らによる子どもの扱い方は、教育者の目には問題状況として映った。

たとえば、明治小学の雑務掛であった岡部喜武郎は、『父母心得草』において生徒の進歩を妨げる「悪しき習慣」を列挙している。中には、わが子が他の子よりも劣るのを教師の不注意のためとして恨んだり、学校を教える場所とは考えず単に遊ばせるつもりで来させたり、子どもが登校を渋っても放任し、貧窮してもいないのに、二年で中途退学させて奉公に出すなどの父兄の例が登場する(岡部 1881)。その筆致には、教師の思いが父兄に届かないもどかしさが表れている。

小学校教員向けの『教育概論』には、「家庭ヲ論ス」と題して「家庭ハ実ハ教育ノ萌芽ナリ……家庭ニ於テ児童ノ方向ヲ漸次漸次ニ善良ノ途ニ傾カシムルハ父母ノ任ニシテ就中母ニ属スルモノ多シ」と述べられている。この見方は母の役割に期待する点で、のちの「近代家族」と同型の語りであるが、「実ハ」と断らざるをえないほどに家庭と教育を結びつける認識が一般的ではなかったことを示している。続けて、「児童ヲ学校ニ就カシムレバ父母ノ職ヲ終フルトシ在宅ノ際ハ之ヲ放棄シ敢テ意ニ介セズ学校ヲ以テ……自己ノ面倒ヲ助ケルノ場トナスモノアリ」(吉見 1884: 109) との指摘がなされる。学校を自らの役割を放棄するための場として利用する父母もおり、家庭では何ら児童を善良に導こうとする意識さえないというのである。ここから読みとれるのは、「家庭教育」の不在である。

『大日本教育会雑誌』においても、「世間家庭教育ノ有様ヲ見ルニ其乱雑ニシテ脩ラサル実ニ余輩ヲシテ長歎大息」(小池 1885: 21) という嘆きがみられる。特に「下等社会ノ父母」は子どもに対して詐欺的な言辞を弄すなどして悪弊をきたしているため、「小学教員タル者ノ如キハ機ニ触レ時ニ臨ミ生徒ノ父兄ニ向テ家庭教育ノ方法ヲ語り其軽々ニ看過スヘカラサルヲ論」(小池 1885: 27-29) すべきだとして、教師に「家庭教育」をリードしていくことを求めるのである。そ

の方策として、次世代を担う高等科女兒に家庭教育の端緒を教え、男児にも少しく教授することが提案されている。

このように、「家庭」は教育者にとって学校を軽視する悪弊に満ちた場所、父母は学校教育の何たるかを理解せぬ者たちであり、教化の対象として見出されたと考えられる。一方で、「家庭ノ事ハ父母ニ屬シ教師其人ノ職域中ニ入ルベキモノナラネバ其詳細ハ論スルニ及バス」(吉見 1884: 110)とする見方もあり、教師は必ずしも積極的な対応を促されていたわけではない。なによりこれらの主張は、家庭が具体的に何を行うべきかといった詳細かつ具体的な方法を教示する記述とは、まだ結びついていない。そうした記述は、冒頭に示した『家庭教育』(1887)⁵の刊行まで待たねばならない。このように、学期・教育令期における家庭に関する言説からは、家庭と学校、あるいは家庭と教育との懸隔の大きさを読みとることができよう。

2-2 学校家庭通信簿

その懸隔を埋めるべく、学校は大綱説明が出される前から家庭との連絡を図ろうとしていた。その意識を名称に反映しているのが、「学校家庭通信簿」⁶である。

遡れば、学期(1872-1879)にも試験結果を通知する「試験成績表」を編製したり、日々の出席状況や学業・行状を点数化して「日課表」「勤惰行状簿」などの表簿に記載したりして、家庭と往復させる学校もあった⁷。東京師範学校附属小学校で使用された「日課表」は、点数や◎○などの記号で日々の各教科学業と行状を伝え、「父兄タル者ヲシテ々々閲覧セシメ、兼テ其勸奨責督ノ具品トナス」(榎木 1876: 8)ためのものであった。

修身科が筆頭教科となり、試験成績のみならず日常の品行・行状を点数化して評価することとなった改正教育令期(1880-1886)には、生徒の行動を日々評定して家庭と往復させる「品行簿」等の表簿が生まれた⁸。徳育を徹底するには、品行の記録を学校内にとどめるのではなく、家庭に知らせて協力を求める必要があると認識されたためであろう。また、東京師範学校付属小学校では前述の「日課表」を排して、「学校ヨリ」と「家庭ヨリ」の双方からの「通告」欄を備えた往復文書「週間成績表」を作成した。山根俊喜によれば、これが学校と家庭との往復通信欄をもつ最も古い資料だとされる(山根 2010: 160)。

明治20年代になると、「学校と家庭との関係を親密ならしめんが為^にに一個年間子弟の学業進歩に關せる事項を記載するもの」(甫守 1888)、「此通信簿ハ学校ト父兄ノ間柄ヲ一層親睦ニスル為^にメ」(藪田 1889: 1)のように目的を明記し、往復通信欄を備えた小冊子、「学校家庭通信簿」が各地で出版された。ルビがふられているのは、漢字が十分に読めない父兄のためと推測される。教師と父兄の認印を含む双方からの通信欄の名称を、象徴的に「家庭と学校の橋」と表現した例もある(上原 1888)。

父兄には、「学校より通知の旨を承け宜しく其子弟を奨励」し、「子弟の品行学業等につき教師へ通知したき事柄ハ『家庭より』の欄内へ明細に記入」するよう求められている(山本 1889)。また、生徒心得や父母の諸注意を掲載しているものも少なくない。これは、家庭でも学校教育の方針を把握し、子どもへの注意を促すよう期待してのことであろう。

「学校家庭通信簿」の名称、書式はもとより、発行も使用も任意であったため、これに掲載された「父母の心得」の項目は、発行者により多様である。神奈川県で発行された『家庭通信帖』では、「子女をして三育の發達を完全ならしめ後來の富を謀らしむ」という包括的目標、子女が忠

孝敬愛の念を抱くよう注意するといった道徳的な方向目標、学用品は前日より用意しておくこと、理由なく学校を休ませぬようにし、遅刻・欠席を学校に届けるなどの具体的行動まで多岐にわたる。「時にふれ智識の發育を試みられたし」「子女の復習、飲食、衣服、起臥、運動、遊戯等の体に関する事に注意あらん事」（下田 1889：1-2）といった健康や知育にかかわる項目もみられる。

別の『家庭通信簿』にある「父母後見人の注意」には、「生徒の教育は学校の負担たるべきこと勿論なれども子弟修業の進否ハ本人の勉勵と家庭に於て父母或は後見人の教誡とに關すること大なるものなれば若し家庭教育行届かざるときは学校の教育も充分の効績を現はすこと能はず」と、家庭教育の重要性が説かれている。そのため、「子弟の家庭にある間ハ父母或は後見人ハ常に充分の保護監督を与へ子弟をして悪しき方に心を移さしめざる様深く注意あらんことを要す」のである。さらに、「毎月の授業料は学校の実況參觀旁成るべくは父母或ハ後見人自ら学校へ持参することを勧め、「父母或は後見人たる者ハ其子弟の学校にて学びたる事項を咄す時戯れの言葉を以て之を惑はず等の事なき様」「子弟に対する約束は些細の事なりとも必ず之を實行し又子弟をして総ての約束を實行せしむ」（甫守 1888：2）といった注意も与えられる。

ここにみられるのは、教育を学校へ任せきりにしようとする父兄に対して家庭教育のあり方が学校教育の成否を左右することを説き、參觀を勧めたり、児童の保護監督を求めたりする学校の姿勢である。また、学校での学習内容について家庭で混乱を与えないよう、子どもとの約束を違わぬよう戒めてもいる。これらの注意からは、当時の家庭が実現できていなかったこと、学校が父母に改善を望んだ事柄が何であったかを読みとることができる。つまり、こうした丁寧な説論の中にこそ、学校が家庭に対して感じていた苛立ち——父母の放任や無理解、誤った対応によって学校教育が損なわれている——が垣間みえる。しかしまた、具体的な場面を挙げて方法を示すことで家庭教育の実を上げ、学校教育の方針と一致させようとする期待も看取することができよう。

3. 「家庭ト気脉ヲ通スルノ方法」の多様化

3-1 学校管理法書にみる家庭との連絡方法

学校管理法書は、学制施行直後から欧米の教育法書の翻訳・翻案の形で出版されていたが、伊澤修二の『学校管理法』（1882）以来日本人による書物が刊行されるようになった。また、1879（明治12）年には東京師範学校学科目に、2年後には「師範学校教則大綱」の学科目に「学校管理法」が含められ、学校管理法書の一部は師範学校教科書としても用いられた。1890年代以降は教育諸法規の整備も手伝って、その解説を含む学校教育法書が相次いで刊行され実践への大きな影響力をもった。

大綱説明以降、「学校と家庭との連絡」は、こうした学校管理法書や徳育・修身教授関連の書物において必ずといってよいほど取り上げられる事項となる。大綱説明の文言がその直接の理由であるが、類書の記述には、学校教育進展のためには学制以来20年を経てもなお理解の進まない父母たちの学校認識を改めなければならないとする姿勢が表れている。

次に引用するのは、執筆当時東京の小学校長であり、のちに『日本之小学教師』を創刊（1899）する多田房之輔が、教師向けに家庭との連絡方法を述べた書に記した父母の姿である。ここからは、単に教育を学校任せにするのではなく、子どもの成績や品行といった学校での達成を気にしながら、学校や教師を非難攻撃する父母も珍しくなかったことがうかがえる。

父母等ハ……子弟ト共ニ学校ヲ非難シ、教師ヲ誹謗シ、時ニ或ハ故意ニ子弟ノ出校ヲ止メテ……試験等ニ成績ノ悪カリシトキハ、一ニ之ヲ教師ノ不親切ニ帰シ、子弟ノ品行ノ直ニ改マラサルトキハ、亦之ヲ学校ノ不注意ニノミ由レルモノトナシ、非難攻撃至ラサルトコロナキガ如キハ、地方ノ小学教師ガ、異口同音ニ訴フルトコロ……町村ニ官吏タル父母ハ、教師ヲ遇スル、恰モ自家ノ雇夫ノ如ク……(多田 1894 : 3-4)

それだけに、教師は家庭との連絡を密にする方途を探らなければならない。明治20年代後半の学校管理法書等には、家庭との具体的な連絡方法が複数紹介されるようになる。一例を挙げれば、峯是三郎は学校と家庭との密な関係は自然に発達するものではなく、一時的な手段では形式上にとどまるとして、「参観」「通知簿」「懇話会」を順に挙げる。父兄の参観するときは丁寧に対応し親切に指示する、懇話会の効果を高めるためにはなるべく少人数で休日や夜間にも開催し、湯茶を酌みつつ和やかに談話するのがよいといった注意も示されている(峯 1893 : 191-195)。

また、山高幾之丞は「父兄ヲ訪問、参観、通告簿」(山高 1894 : 165-166)、勝又鄭次郎は「家庭ノ訪問、保護者ノ懇談会、通信簿」(勝又 1901 : 29-31)の各3種類を、岡山県師範学校付属小学校主事の泉英七は「通知簿、時々ノ通知、運動会、父兄会」(1902 : 92-113)の連絡方法を挙げている。

明治期末から大正期にかけて提示される方法が増え、中沢忠太郎は「家庭訪問、保護者の学校参観、通信簿、校外監督、読書会、通俗懇談会、教育雑誌(通信雑誌)」(中沢 1909 : 178-183)を、小学校教員検定受験用の管理法書には「父兄懇話会、通信表、学校儀式及諸会合に招待、家庭訪問、家庭心得頒布」(島田 1913 : 294-301)などが列挙されている。

まれに、「宿題ヲ与ヘ父母ノ監督ニ托シテ答案ヲ作ラシム」れば、「生徒カ学校ニ於テ為ス所ノ事柄如何ヲ察知シ得」(田口 1896 : 51-52)る、といった記述もあるが、本稿では学校管理法書に挙げられた家庭とのおもな連絡方法を、①文書による連絡(通信簿およびその他の連絡文書)、②保護者の招喚(学校行事および平素の参観と懇話会など)、③家庭訪問、とに大別し、以下この区分に従って検討する。

3-2 文書による連絡

大綱説明に加え、徳育と平素の行状・学業のさらなる重視によって⁹、通信簿は1890年代以降急速に普及をみる。「東京市にては書店にて発行せる『学校家庭通信簿』『通知簿』『学校と家庭とのほし』などいふものを利用」(教員文庫編集部編 1900 : 93)していたという。

学校家庭通信簿は試験成績、行状、出席状況を伝えるだけでなく、授業料の領収記録欄、身体検査記録である「活力調査票」、賞罰記録欄など多様な項目が工夫され、簡潔な様式と詳細な様式のいずれが望ましいかを争う主張も散見される。家庭から学校へ「しらすべきことがら」を、「やすみ、おそで、はやがへり、おそがへり、しやうばつのこと、しけんのこと、けいこどうぐのこと、じゅげうれうのこと、そのほかのこと」(国府寺・相沢 1893 : 385)と、仮名表記した例もあった。通信欄には「言ヒタキコトヲ記スナリ」(箕曲 1894)と要請されても、学校へ何を伝えればよいのかわからない家庭も多かったと思われる。

通信簿記載の家庭に対する要望や指示には、次第に具体的な項目が含まれるようになる。たとえば、「学校より帰れば(今日は如何なることを習ひしか)(如何なる仕事を言付られしか)等の

尋問ありたし」「教師より言付られたる仕事あるときは必ず之を行はしめ且日々の復習を怠らぬ様奨励せられたし」(遠藤 1894)と、学習内容や宿題を確認し復習を促すことが求められた。年代を下ると、非常に詳細な家庭への注意を含んだ冊子体の通信簿を発行する学校もあった¹⁰。『岡山県師範学校附属小学校通知簿』の「家庭の注意」には、昇校時刻、服装・帽子・頭髪の指定、行李弁当にすべきこと、金銭所持と使徒の管理など、計13項目が挙げられている(泉 1902: 94-96)。

だが、学校側の努力にもかかわらず、多くの家庭では通信簿に期待するほどの効果が得られないことも指摘されていた。

中人以上の家庭に在りては、多少之によりて気脈を通ずることを得れども、一般の農商に至りては、終始之に注意するものありや疑ハシ、是れ教育者の遺憾とする所なるへし(峯 1893: 193)

一方、通信簿以外の連絡文書は、家庭心得を通信簿とは別刷りにするほかにも必要に応じて随時配布されていた。そうした連絡書類のうち最も一般的だったと思われるのは夏休みの注意であり¹¹、父母が遠足を無意味な遊山と誤解しないよう遠足の価値と効果を配布した例もある(樋口 1899: 16-35)。また、増築落成を記念して家庭での教え方を記した読み物を作成したり(雑賀尋常小学校 1910)、大正期になると家庭通信誌や学校時報などの印刷物を発行する学校もみられ、文書による連絡は一層多様化、日常化の傾向をみせた。

3-3 学校への保護者招喚

先述したように、学校家庭通信簿の家庭心得には、授業料納入の際父母に学校参観を勧めるものがあつた(甫守 1888)。「父兄ハ折々学校ヲ参観シ疑義アレバ伏臆ナク教師ニ尋問スベシ」(鶴橋 1888)といった文言からすれば、父兄の勝手な想像から無用な誤解が生じることもあり、教師としては父兄に学校の状況を見てもらい、腹を割って話したいという思いがあつたのだろう。

祝日大祭日儀式規程(1891)によって父母親戚および住民の儀式参加が奨励されると¹²、教師用書籍は「父兄ヲシテ、成ルヘク学校教育ノ事情ヲ知ラシムルニ若カス、斯クナサンニハ、祝日祭日ハ云フニ及ハス、平常タリモ暇アルトキハ、参観センコトヲ^{しょうよう}慫慂スヘシ」(峯 1893: 192)のように、儀式および平素の参観を求める書き方になる。学校家庭通信簿でも、「三大節並に学校設立記念日等にハ生徒ハ勿論父母兄姉の方々も成るべく参校せらるべし」(別所 1894)、「成るべく学校の授業を参観せられたし」と並べて「祝日等には成るべく参列せられたし」(遠藤 1894)といった要請がなされている。しかし、祝祭日儀式が開始された当初は、師範学校附属小学校ですら「父兄ハ概ネ祝祭日ノ何タルヲ知ラザルト休日ナレバ出席セシメザルモ課業ニ損益ナシト考」(新潟県教育会編 1894: 62)えて子どもを欠席させる親も多かったことから、父兄の儀式参観は振るわなかつたと思われる。

文書による連絡では理解力や注意の十分でない保護者には意が伝わらず、再三の参観奨励にもかかわらず、平素も儀式にもなかなか父兄は学校へ足を運ばない。そこで、日曜授業を行って参観を促したり(多田 1894: 32)、日時を定めて「父兄懇話会(懇談会)」を開催する方法が採られた¹³。「保護者は平素容易に学校を訪問するものに非ざるも、懇話会名義の下に招かるゝに於て

は、三度に一度は出校すべし……教員と父兄との間柄は、此の方策に頼るの外普く其意志を通ずるの途なし」(根岸 1902:33)として、懇話会が重視されるようになる。1900年前後から、学校管理法書には「一児童ノ性行、学業ニ就キ貶黜、賞讃スル等ノコトナキヤウ注意スベシ、コレ往々ニシテ保護者ノ感情ヲ害スル」(勝又 1901:30)のように、父兄の心情への配慮を含む懇話会開催の注意や、父兄へ伝えるべき内容が目立ってくる。以下は「学校家庭懇話会についての注意」の一例(抜粋)だが、修身書や読本書の内容に照らして注意を与え、予習ではなく復習をさせ、子どもの話をよく聞いて疑問点は直ちに学校へ相談することが、12項目にわたってきめ細かに指示されている。

三 子弟に訓戒を加へらるゝ際には出来得る丈、応用し得る丈、修身書並に読本中にある事を採用せられたし。

五 学校にて習ひたる事聴きたる事を話すときは、成るべく十分に聴き取られたし、其の子弟の話す事の中に不審と思はるゝ点ある時は早速問合されたし。

六 子弟の談話中に学校に対し学友に対して少しなりと感情悪しき様子ある時は、十分に之をさぐるか、十分に訓戒を加ふるか、又は学校へも御相談せられたし。

十一 課業の復習に注意を加へらるゝは望む所なれど、尋常科の子弟ならば下読とか下調とかいふて、まだ学校にて授けぬ所を教ふる事は止されたし。

(教員文庫編集部編 1900:85-87)¹⁴

また、同じく第三次小学校令期(1900-1906)に入るところからは、「父兄会」「(学芸)練習会」「児童談話会」などの名称で大規模な父兄参観の催しを開催する例もあった。その内容は児童の学習成果発表という意味合いも大きいですが、地理の知識や作法の実演などを含む非常に啓蒙的なもので、父兄への通俗教育の役割も果たしたと考えられる。

「岡山県師範学校附属小学校父兄会順序」

実地授業、唱歌(君が代)、作法(書物の進め方)、暗算一唱歌(行けども)、人体問答一唱歌(養生の歌)、遊戯(時計)、唱歌(漁業)、乗算九々、遊戯(忠魂義膽・日本男児)、万国地理問答一唱歌(大鵬)、主事談話、作法(三方、銚子の進め方)、菅公につきて、唱歌(都の春)、日本地図一唱歌(川中島)、作法(料紙硯箱の進め方、軸物の掛け方)一唱歌(母の思ひ)、岡山県地理問答一唱歌(箱根八里)、唱歌(金剛石)

(泉 1902:109-110)

このプログラムのように、懇話会は学芸練習会¹⁵、運動会、展覧会を兼ねて行われることも多く、ときには幻灯会や理化学実験、活動写真を含む娯楽と啓蒙の要素を含んだ内容によって出席率の向上が図られた。明治期終盤になると、公務や事業で多忙な父兄に代わり家庭で直接教育上の実権を握る母姉、祖母等を招集する「母姉会」の開催が必要とされた(鈴木 1907:181)。また、尋常科高等科別、男女別、学級別、部落別での開催や、保護者の組織化も進んだ¹⁶。

広島県のみでのデータではあるが、明治期末の小学校で父兄会母姉会がどれほど普及していたかがわかる。1906年5月からの1年間には、学校数608に対して父兄会母姉会の開会度数は

1.450, 1校当たりの平均開催回数は約2.4回である。さらに1911年9月からの1年間には、学校数646に対して2.056度数、1校当たり年間約3.2回の開催であった(広島県内務部学務課1911:26-27, 1912:24-25)。「父兄会母姉会ニ於テ学校ト家庭トノ連絡ヲ図リ尚児童学芸会ヲ開クモノアリ又ハ一般家庭教育ニ関スル談話ヲナスモノアリ」との備考からも、前述の内容が裏づけられよう。

この時期には、家庭向け教育書でも、文書の往復ばかりでは効果が上がらないとして参観と懇話会に関する注意が頻繁に取り上げられている(加藤1906, 服部1908, 朝倉1910)。学校参観では、わが子の学校での様子と学級での地位、学校で何をどの程度に授けているかを知り、同級生の様子を見て「吾が兄に補つて見たい事の二三を見出す」ことができる。父兄懇談会では、受身の姿勢で「唯教師の話を聞かばかりが用」ではなく、「十分に、意見だの、家庭の実況だの、を持ち出してかからねば此会の効力の大半を欠いてしまう。しかも、熱心な父兄は毎回出席し、子どもの成績も良好だが、「冷淡な父兄はいつでも欠席勝」なのは「甚だ遺憾な事」であり、何をさしおいても必ず出席すべきとの注意が記されている(西台1910:193-196)。

3-4 家庭訪問

しかし往々にして、教師が特段の必要を感じる父兄ほど懇話会に出席しない。そこで、「是非来てもらひたいといふやうな家庭からは出席してくれない……懇談会に来なかつた父兄は他日呼び出すがよい、なほ来ないときにはこちらから訪問するがよい」(大元1914:179)と、父兄が学校に来るのを待つのではなく、教師による家庭訪問が積極的に進められることになる。

京都市菊浜尋常小学校では、数年にわたって年に数回の父兄懇談会を開いてきたが、そのみでは十分効果が得られなかった。そこで、「明治三十八年以降ハ父兄懇談会ノ外更ニ本校教師ハ毎年一回以上(教育上特種ノ注意ヲ要スベキ児童ニ対シテハ一年数回)必ズ自己担任児童ノ家庭ヲ一々訪問スルコト、セリ」(京都府第二部1908:73)と、家庭への働きかけを拡大している。

学校管理法書には、大綱説明後間もなくから教師が父兄を訪問する連絡方法を取り上げたものもあったが¹⁷、明治30年代に入ると、「家庭訪問」の熟語が使用されるだけでなく、訪問した際に父母へ質問する諸事項を提示し、回答や観察の結果を記録して教員間で情報共有することを推奨する記述がみられる。以下は、学校管理法書に示された「家庭訪問法」からの抜粋である。家庭での児童の行動を尋ねるのみならず、家庭の様子を観察するよう求めていることが注目される。

第四条 訪問ノ要項標準：起臥ノ時刻、長上ヘノ仕ヘ方、物品ノ始末方、詞遣行儀ノ良否、錢遣ノ有無、ヒツカシ(引用者注：間食、菓子)ノ貪否、交友ノ善悪、遊戯ノ仕方、玩具ノ種類、学課復習ノ状況、家事手伝ノ模様、保護者ノ希望、教員ノ諭告、其ノ他ノ必要事項

第六条 前条ノ外家庭ノ和不和継父母等ノ有無身元ノ高下児童将来ノ業務ヲ観察スルヲ勉ムベシ

第七条 家庭訪問帳ハ校長検閲ノ上各教員ニ回覧セシムルモノトス

(太田1897:316-317)

児童すべての家庭に実施することの困難や、教師の公平性を欠く「情弊」も指摘される一方、

家庭訪問には単に懇話会の補充にとどまらない意味が見出される。すなわち、保護者と意見を交わして双方の意思を疎通することに加え、「家庭の状況を洞察し、児童の家庭に於ける起居行動の実際を調査する」(山松 1910b : 376-377) ための家庭訪問である。

明治期末において家庭訪問は「すでに各地小学校にて実施せられて居る……甚だ有効なる方法」(中沢 1909 : 178) であった。ただし、教師の訪問を迷惑がる保護者もあり、教師は懇切なる態度、談話によって誤解を避けるようにし、自ら胸襟を開かねばならない。また、訪問時刻に注意し、地方の人情風俗をも了解した上で、父兄に一種敬重の念を生ぜしむような風采で訪問するよう心がけなければならない(幣原 1909 : 50-52)。

こうした注意を払い、夜間や休日を含めて教師の労力を増す家庭訪問を行うのは、その効果が大きいからである。児童についての情報交換だけなら父母を学校に呼び出してもできるが、双方の意思を疎通し連絡提携を密接にするためには、家庭訪問のほうが「家庭の人々も打解け……必要に応じて家庭の種々の人々と話を交へることができ……家庭の内情が一層明確にわかる」(山松 1910a : 620)。「ただ訪問したといふのみにて漫然不得要領の談話などして帰るは、家庭をして疑惑を生ぜしむ」ため、訪問時期や時刻に注意し、家庭の事情を予め調べておく必要はあるのだが、「この法をよく注意して行はば児童家庭の状況、保護者の性格及生活の様相並に其土地の習慣風俗等までを察知することを得て、意外の副産物を獲取することができる」(中沢 1909 : 178-179) のである。

予想以上の成果が得られるはずの家庭訪問を行わないとすれば、その原因は多忙ゆえの怠慢や、訪問の仕方を理解していないという教師の不勉強に帰された。「一定の目的を定め校長に於て観察要項を作り之に依て互に問答する」「訪問の仕方につきは一定の規程を設けて予め父兄に通知し置き日程等も児童を介して時刻等まで約束」(並河 1910 : 36) するといった、校長をはじめとする全校あげての統一的な取り組みが必要とされた。

こうした奨励の結果、欠席の続く児童や「特別なる訓練を要する児童」だけではなく、児童全員の家庭を少なくとも一学年に一回、あるいは毎学期一回¹⁸ 訪問することが一般化した。そればかりか、大正後期に至っては児童の入学を前にしての家庭訪問すら提案されることになる(眞佐喜 1920, 城戸 1925)。

学校長及受持予定教員は入学前(六ヶ月前)時々家庭を訪問し児童の習癖や長所短所及び当人の疾病若くは好悪等につきて予め調査し置き、以て家庭調査及個性調査の先駆たられたきこと(眞佐喜 1920 : 344)

だが、ここにある「家庭調査」と「個性調査」は、大正後期になって始められた実践ではない。大綱説明が「各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供シ之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ方法ヲ設ケ」と求めたとおり、児童一人ひとりについての記録をとることと、児童の家庭を知り家庭との連携を図ることは、大綱説明において同時に要請されたことだったからである。眞佐喜が「先駆」と述べたのは、すでに家庭調査や個性調査が定着している中で、翌年度に入学予定である児童保護者に対する予備的な調査をもって入学後の調査の先駆となす、ということなのである。

4. 「家庭調査」の系譜

4-1 家庭への関心

大綱説明から10年を遡る1881(M14)年4月30日付文部省達第十号府県達「学事表簿取調心得」は、「第一式甲生徒学籍簿」により、入学する際に生徒が入学前に受けた「従前ノ教育」および「父母或ハ後見人姓名住所、同族籍職業」を学籍簿に記載することを指示した。生徒の主たる保護者の住所氏名は学校が把握すべき最低限の情報であろうし、族籍職業は当時としては個人を表示する際に不可欠な情報であった。

しかし、明治20年代以降、学校はこの情報の範囲を超えて家庭に強い関心を示すようになる。それは、児童の性質や品行の評価とかかわってのことであった。1887(M20)年8月6日の文部省訓令第11号、いわゆる「人物査定」によって、児童の性質や品行に対する調査・記録が行われるようになる。

東京府芝区桜川小学校は、「操行査定法」により教育品展覧会で入賞した。同校では、「父母後見人ノ業務、父母祖父母ノ年齢、実養継父母ノ別、兄弟姉妹ノ数」等の項目を含む「操行査定簿」を作成している。この表簿には、これら家族の情報とともに、児童の「入学年月日、出生地、族籍、住所、氏名、生年月日」および「体質、動作、言語、学術、勤怠、性質、種痘天然痘、学校外ニテ修ムル学芸、家庭ニテ就ル業務、従前ノ教育、雑記、操行得点」、さらには操行に関する摘要と得点を月ごとに記録する欄を備えている(東京府教育会 1890:33-42)。

また、下谷区本島小学校も同展覧会において、同じく「操行査定法」で入賞している。その「操行査定案」では、「如何ナル細小ノ事ト雖査定ノ参考ニ有用ナリト認ムルモノハ之レヲ記入」し、対象は「学校内ニ限ルベカラズ適宜ノ方法ヲ設ケテ猶校外即チ家庭途上等ノ行為ヲモ調査スベシ(勿論ミナ操行査定原簿ヘ記入)」(東京府教育会 1890:54)とされる。家庭や登下校における行為も調査対象とされるのだが、その調査を行う適宜の方法とは、家庭との情報交換なしには考えられない。

家庭への関心の高まりは、一次史料からもみてとれる。たとえば、山形市村木沢尋常小学校では、明治24年入学者から学籍簿の様式が変更され、それまで1頁に7名分を記載する集合表に「入学番号、児童氏名、生年月、保護者氏名男女弟妹戸主、市町村名族籍職業、学年ニ入りタル年月、退学年月、卒業年月」を記していたのが、新しい様式では1名分が裏表の年次累加個人表となった¹⁹。記入項目は格段に詳しくなり、「氏名、生年月、族籍、住所、続柄、入学年月日、退学年月日、退学事由、保護者氏名、族籍、住所、職業、家庭状況、就学ノ経歴(学年ニ入りタル年月日、最長学科、最短学科、各学年得点平均分数)、各学年の性行(心情、言語、举止、勤惰の各項目)、賞罰、体質および備考」となった。このうち「家庭状況」欄には、「資産中等以下ニ位ス子弟教育ノ道ハ余リ意ヲ留メザルモノ、如シ」「生活上ハ左マデ困難ト言フ程ニハ非ズ子弟修学ノ道ニ於テ奨励ノ方法ヲ取ル様ニ見ユ」(いずれも明治28年入学児童)のように、教師は家庭の資産程度と教育への関心を記載している。

明治30年代にさしかかると、家庭に関する記録はさらに詳細さを求められる。『北海道教育会雑誌』62号(1898:52-53)に掲載された「生徒行状評価簿」では、「家族の状態」欄に族籍職業(本業兼業とも)、貧富の度、家族構成、父母長者の品行、親類および近隣の職業や犯罪者の有無まで記入することとなっている。これら家庭の情報が「児童に影響する」項目であるとして、児

童の操行・行状とともに一つの表簿へと集約して記録されたのである。同じ時期には、「学校ニテ授クル行儀作法ヲシテ、成ルヘク家庭ノ事情ニ適當セシメ」（峯 1893：193）のように、家庭状況に配慮した指導が必要だとする主張も登場する。

4.2 〈原因としての家庭〉—「個性」と「家庭」との結びつき

そもそも、学校表簿に児童の「性質品行」を記入することが公的に指示されたのは、4-1でもふれた1881（M14）年「第一式甲生徒学籍簿」においてである。この「性質品行」欄は、児童が学籍から外れるに際して記入し、退学後の参考に供するために記入するものとされていた。ただし、いくつかの一次史料を見る限り、この欄への記入は積極的になされたいたわけではない（有本 2012：11-12）。

しかし、『改正教授術』（若林・白井 1884）の影響、および森有礼が文相であった1887（M20）年の文部省訓令「人物査定」により、児童の性質品行は修身科や進級・卒業時の査定資料として、いくつかの項目によって分析的にとらえられ、記録されることとなった。『改正教授術』には、修身科の試業として「平素各生徒ノ品行ヲ観察シテ精細登記」するための「性質品評表」が示されており、その項目は「心性、挙止、言語、約束、勤惰、体質、家長職業、年齢、姓名」からなる。また、文部省訓令「人物査定」では、「品行、勤勉、才幹」に分けて評価を行うよう求めている。これらの情報が進級・卒業時の褒賞に結びつくこともあり、「人物査定表」「人物品評表」などの表簿が積極的に作成、記入された。

こうして「査定の資料」として作成されてきた児童の性質や品行に関する表簿は、1900年ごろを境に、その目的を「訓練上の資料」へと変えていく。これには、1900年の第三次小学校令施行規則が「十号表」として初めて学籍簿の全国統一様式を定めたことがかかわっている。この様式には「学業成績」の教科目の最後に「操行」欄が置かれた。これにともない、各県師範学校付属小学校は操行・性行の考査法や調査手続きと、その記録方法を研究、提唱していく。それらの研究が強調したのは、「個人訓練ヲ行フニ資スル目的」（矢口ほか編 1902：1）、「個性教育ニ資スル為」（山形県女子師範学校 1905：62）であった。つまり、結果としての記録から、児童個々の次の指導に生かすための記録を標榜するようになるのである。同時に、平素の児童観察とその記録の重要性が繰り返し主張され、児童に関する網羅的な情報を在学中全期間について累加記録し、一覧できる集約的な表簿へとまとめる提案と実践がなされていく（有本 2012：11-22）。

その中では、家庭の事情を観察調査して訓戒矯正の方法に生かすとの主張や（三輪 1900：57）、児童の発達を助けるために個人の天稟性質と周囲の境遇、すなわち家庭の状況を研究すべきとの提唱がなされた（根岸 1902：74）。以下は、「家庭の事情として観察調査すべき事項」が列挙された例であるが、その項目群はきわめて詳細で近親者や近隣住民にまで及んでいる。

家長の職業、生活及び資産の程度、両親の健否及び年齢並に実否、家族の員数及び類別、家長教育の程度及び特別の嗜好、家法の整否

近親及び四隣に左の職業営業者の有無

教育者 宗教家 軍人 医者 官吏 名誉職 会社員 新聞記者 弁護士

遊芸人 貸座敷営業者 料理飲食店営業者 旅店 其他風教上に影響ある営業者

家族其他の近親中に左の事項の有無

維新前穢多と称されし者 刑事被告人となりし者 破産の宣告を受けし者
失踪せし者 天刑病者 神経病者 廢疾者 (三輪 1900: 57)

詳細な家庭調査の必要を説明する際には、しばしば医師の診断メタファーが使われる。つまり、単に病名を診断するだけでは不十分であり、訓練の効を上げるためには「その病源の因由する所を探索」(根岸 1902: 76)しなければならない。さらに、「児童の個性の因て来る所は、家庭の情況に大に關係し、性質は「家庭の情況遺傳的稟性を異にするに因」(池上 1905: 24) として、家庭は児童の「個性」と結びつき、遺傳と環境の両面から「家庭調査」がなされることとなった。真の教育なるものは「児童児童の素質個性を調査し、是れに基きて、矯弊助長の方策を講ずる所謂其の病症に応じて匙加減を異にする臨床診断の如きものたらねばならぬ」のであり、「是非とも家庭生活狀況を調査せねばならぬ筈」(佐々木 1907: 792) だからである。ここに〈原因としての家庭〉が見出されたことになる。以下の例からは、いかにして児童個性の原因探索がなされたかが理解されよう。

「児童個性の研究要項」のうち家庭にかかわる調査方法

(イ) 遺傳：調査の機会は、家庭訪問の際を以てし、事項によりては、問合書を送りて返信せしむるものとす。

両親の体質、近親の遺傳的疾、祖先及両親の酒毒、両親血縁上の關係、出生当時両親の年齢、近親の精神的異常、近親の道德的異常、両親の智力(各項目についての説明は略)

(二) 環境：家庭(家族關係、家族の性行、職業、信仰、家風、生計の度、家運、家庭の躰)、家庭生活(睡眠、手伝又は仕事及復習の狀況、遊戯、起居の一般狀況。参考として年齢による睡眠の一覽表あり)、自然(住所の位置、風景、家屋及通学距離)、社会(付近の有様、遊び仲間、風俗)

(岡山県女子師範学校附属小学校編 1910: 19-36)

このように当時の「個性」は「尊重」の語と結びついておらず、「処置」や「訓練」の根拠となるもの、あるいはそれ自体が「訓戒矯正」の対象となるものであって、助長すべき個性もあるが、より重要なのは抑制し矯正すべき個性であった。

学校教育が児童の個性に強い関心を向けることになったのは、第三次小学校令(1900)によって、小学校教育の均質化が図られたことと密接な関連を有していると思われる。第三次小学校令では、授業料徴収が廃止されることで、市町村の学校設置義務、保護者が児童を就学させる義務とともに国家が就学を保証する義務を果たす義務教育制度が確立した。尋常小学校の修業年限は四年制のみに統一され、「子守学級」や細民地区への「特殊尋常小学校」設置などを含む就学督励が行われて、就学率や卒業率上昇に結びついていく。校舎の建築や教室のしつらえといったハード面、課される授業数や内容などのソフト面が統一基準に従って整備され、1903年には教科書国定制度も確立する。さらには、試験による卒業認定の廃止²⁰の影響で原級留置きが減り、学級集団の年齢も均質化する。

こうした均質化の中で、教師としては同じように教えているのに、なぜ児童は同じように学ば

ないのか、その原因を児童個人々の性質に求め、さらにその源泉を家庭に求め、それらに応じた教育を施したいという疑問と欲求が芽生えたことは、自然の推移であったらう。

4-3 家庭調査の方法

「学校教育が猶ほ適切な方向に向かつて行かうとするには学校と家庭との連絡といふものを抽象的にやつて居るのではなくて……学校が常に能動的に家庭に向つて児童の個性に関して質問をしてやるといふことが大に必要」(石田 1907:19)と認識され、学校は家庭へ向けて積極的に質問を行うことになる。

前項に挙げた岡山県女子師範附属小学校の例でもそうだが、家庭調査は、保護者に質問紙(「問合書」「調書」)を渡して記入を求める形で行われることがあった。実際にこうした調査がなされていたことが、茨城県常総市立水海道小学校に残されていた「家庭調査用紙」(1916 記入と推測される)から証明される。これは、同校で作成されていた「個性調査簿」の一部を構成する、「家庭ニ於ケル児童」「家族状況」「近隣ノ状況」「父母ノ希望」欄を記入するための質問紙である²¹。

家庭調査はまた、家庭訪問や懇話会の際に教師が保護者へ質問する形でも行われた。とりわけ、家庭訪問において効率よく回答を得るためには、学校は予め家庭への注意書を送り、訪問時には教師が調査の趣旨を説示(京都府第二部 1908:73)するなどして、「形式的な巡査の戸口調べ」(山松 1910b:377)にならないよう保護者との意思疎通を図らねばならないとされた。

質問事項は起床および就寝の時刻、小遣いの額など児童の生活の細部、成育歴や家庭の教育方針に至るまでかなりの項目数に上る。現在では、それらは尋ねることが憚られる高度な個人情報にあたるが、当時においては個性の原因たる家庭に関する一切の事情を調査し、知悉することが児童訓練上の必要とされた。教育書の中には、戸籍簿の調査や出入りする人との談話、日記帳検閲といった方法を提唱するものもあった。

明治 42 年に刊行された『児童個性の研究』には、「家庭訪問の注意」が列挙されている。最初の 4 項目こそ、訪問時期と時刻、「男女教員交互に訪問すること」「訪問時間は約三十分とし家庭よりの饗応を受けぬこと」という教師に対する注意となっているが、第 5 から 28 までの 24 項目は以下に示すようにすべて家庭への質問項目である。

「家庭訪問の注意」

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 5 起臥の時刻 | 6 登校帰校の時刻 其他質問事項 |
| 7 其家昔よりの家風 | 8 遊戯中交友の如何 |
| 9 遊戯の場所 | 10 運動遊戯の種類及其方法 |
| 11 訪問すべき児童の兄弟姉妹の如何 | |
| 12 家人の人々特に両親とか、其児童に接する事多い人の性質如何 | |
| 13 女下男子守小僧の如何 | 14 職業 |
| 15 食事の模様及特に好める食物 | 16 食事の程度 |
| 17 来賓の如何及之に対する児童の諸斗 | 18 家事に就き児童が手伝ふべき事柄 |
| 19 児童が屢々行くべき親戚の人々の性質及一般の模様 | |
| 20 児童の特性、偏性、性癖の如何、若しくは其現る、原因 | |
| 21 児童及父兄の常に学校に於て不自由に感ずる事柄 | |

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| 22 金銭の給与及貯金などの方法 | 23 入浴の度数 |
| 24 復習の方法 | |
| 25 勉強するに当り時間を有益に利用するか如何 | |
| 26 学校以外の勉強に毎日何時間位何をなすか | 27 身体の健全各機能の如何 |
| 28 若し汝の児童に就いて思ふ所を述べ、教師に助けを与ふること | |

(大川 1909 : 325-327)

このように、児童は登校してから下校するまでの言動や身体、徳性を査定されるだけでなく、家庭での起床から就寝に至る過ごし方、手伝いや小遣いの金額まで把握される。さらに、個性の原因として考えられるあらゆることから——祖父母親兄弟の教育程度や好みから、本人のあずかり知らない養育過程や出生以前の係累関係まで——をも、「教育のまなざし」の下にさらされることになった。

しかし、教師の役目は質問による調査だけではない。生活の度や衣服、装飾、家の間取りなど「黙々の内に察すべき事項」を観察し、保護者の回答と合わせて所定の表簿へ記入することが求められていたのである。

「教師黙々の内に察すべき事項」

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| 1 其家の主人教育に熱心なるか否 | 2 家内生活の度 |
| 3 言葉遣ひの如何 | 4 装飾の如何 |
| 5 衣服の如何 | 6 其家の衛生上道徳上価値 |
| 7 其家の建築及間取の如何 | 8 其他の雑件 (大川 1909 : 327-328) |

京都市菊浜尋常小学校でも、家庭訪問の際に児童の心身の状態と長所助長並びに短所救済法についての「談話協議」、児童の品性習慣を形成すると思料される諸条件についての「調査」、家庭の生活状態と遺伝等の「観察」の三つの方法を用いることとされている(京都府第二部 1908 : 73)。家庭訪問において、保護者は質問に答えて児童の状態を申告するだけでなく、教師の目に入る家庭の状況すべてが観察対象となった。観察項目には、家庭訪問を歓迎するか迷惑がるか、「学校の計画が家庭に於て如何なる程度迄実行されてあるか」(小学教育研究会 1917 : 132)なども含まれるようになる。

こうして集められた情報を集約、記録する表簿は、「個性調査簿」「児童観察簿」「児童訓練簿」などの名称で、1910年代にはほとんどの学校に備えられることになった。

4-4 〈観察者としての家庭〉へ

では、家庭は質問と観察の対象にすぎず、教師の問いかけと観察眼に受動的に應じるだけの存在だったのだろうか。もしそうであれば、家庭調査や家庭訪問はこれほどまで普及することはなかったかもしれない。家庭には能動的かつ重要な役割が期待されていたと思われるからである。

たとえば、「家庭教育にては子女の数少く、父母は常にこれと一所に居るを以て、充分精密なる個性の観察により、最も適切なる教育を施し得るものなれば、個性教育は家庭を最上とす」(三輪田・原田 1902 : 110)と、学校で教師が観察するのに比べて人数が少なく、父母には児童

の日常一切の起居動作が目に入るため精密な個性観察が可能だとされた。ただし、その観察は家庭にのみ任せられることではない。「家庭の調査に依りて、児童性癖の因由する所、習慣良否の分かる、所、略之が材料を学校に伝ふる事を得」るが、「是参考に過ぎざるなり。児童本人の性行は学校に於て最も親切に、之を観察し判定せざる可らず」（根岸 1902：76）と、主導権はあくまで学校にある。

しかも、どの家庭もが一律に扱われるわけではない。「家庭が、若し能く教育上に注意さへすれば、其の子供の個性に応じた適切な教育を施すことが出来……其の観察を学校まで知らずと同時に、家庭は学校の方針と一致して、教育上に十分の力を添へなければならない」。だが、家庭によっては不規律に流れる嫌いがあり、「何時間働いて何時間眠るかの質問に唾然として答ふることが出来ない。従つて子供も、寝る時間も起きる時間も、更に極まりがないと云ふ有様」（佐々木 1903：330-335）だという。つまり、教師の質問に適切に答えられない家庭は「問題のある家庭」であり、それに対して相応の家庭は児童を観察・監督し、その結果を教師に知らせる能力と義務をもつのである。

家庭は、その観察能力——それはあくまで学校適合的でなければならない——を教師に観察される、というわけである。保護者は教師の訪問や問合せがあれば喜んでそれに応じ、質問の意味をよく把握した上で適切に回答しなくてはならない。それも、児童に関することは細大漏らさず隠さずに申告し、気づいたことがあれば直ちに学校へ相談して指示を仰ぐ姿勢が求められる。「家庭行状は家庭に於てふだん十分に其良いか悪いかを注意せられ教員の訪問を受けた時はつゝみかくさず話される様尚当校より発する調書へは有の儘御書き下さる様」（和歌浦尋常高等小学校 1917：79）、との要請もなされている。とはいえ、それが単なる受け身の姿勢や受け売りの回答であってはならない。家庭の教育方針や将来の希望、学校に対する希望なども含めて主体的に語る事が求められるのであり、そうしてこそ学校と家庭の連絡が達成されるのである。

その達成をめざし、特に頑迷不変で児童教育に冷淡な町村学校の家庭に対しては、「学校と家庭との連絡は啻に其間の意思疎通に止まらず彼等を指導し啓発し教育する^マでなければならぬ」（広島県師範学校代用附属小学校大河尋常高等小学校編 1915：865）とされた。また、「真に教育の改良を断行せんとせば先づその家庭の改良を断行せねばならぬ」として学校には家庭改良に積極的に取り組むことが求められた。それも、一気に改革を断行すれば父母の反抗にあうため、「教育的幻燈や活動写真教育講話などをやつて父兄に観覧せしめ、自然の中に家庭改良の必要を自覚せしめ」（国分 1916：229）ることが望ましい。こうした実践によっても、学校は地域の文化センターとしての地歩を固めることになった。

一方、家庭向け教育書でも、「（親が教師に）叱れだの、何だのと、世話を焼くのは、却つて教師を他人扱ひにするもの」であり、学校にそうした要求を行うことよりも「子供の身上を申出づべきことは父兄の義務」だとして、教師に告げるべき事項が具体的に指南される（加藤 1906：3-15）。家庭がよき観察者であるためには、何をどのように観察すべきかをあらかじめ知っていなければならない。さらにはクラス児童の成績品回覧も行われ、各家庭は「ほかの子供との、できかたをくらべ……子供を、はげまさねばならん」とされた。保護者は他の児童との比較によって、より客観的な観察を行うだけでなく、子どもの「はげみ心」を阻害することのないようにしなければならない（朝倉 1910：98）。

こうして、家庭の管理装置たる学校教育は〈観察者としての家庭〉をも創り出したことになる。

5. おわりに

無論、すべての家庭が学校からの要請に応じ、よき観察者、報告者となったわけではないだろう。しかし、家庭訪問や個別懇談、質問紙によって行われる家庭調査の各項目は、いかに子どもの教育に無頓着な父母に対しても、学校の教育方針がどのようなものであり、何を重視しているのかを具体的に知らしめた。「教科書のほかにどんな本を読みますか」と尋ねられれば、父母は児童が教科書以外にも本を読むべきであり、どのような本を読むかが問われること、なにより子弟が何を読んでいるかを保護者として知っていなくてはならないことを察知するだろう。

加藤末吉の家庭向け教育書『学校と家庭との連絡』には、学校からの問と家庭からの答の実例として「自ら進んで復習する教科目は何でありますか／国語デアリマス」「しつけについて常時何か重きを置かれることがありますか／精神教育ニ一番重キヲ置イテ居リマス」「間食をさせますか／学校から帰宅ノトキー回軽キ菓子ヲ与ヘマス」など、実に49項目もの問答が並んでいる(加藤 1906:8-15)²²。このような質問が、文書や懇話会による啓蒙にも増して、〈家庭の学校化〉を企図する学校の戦略に力を貸したと考えられる。

小学校入学前の家庭訪問について書かれた実践書には、「保護者が其児童に対する所感をも聞き、入学の際に於ける注意をもするのである。尚ほ家庭の状況も併せて調査し教養上の参考にする」(広島県師範学校代用附属小学校大河尋常高等小学校編 1915:868)と述べられている。保護者には、子どもが「児童になる日」に向けて学校に「上がる」ことを期待させ、学校に適應するふるまい方や心構えをあらかじめ教える役目が与えられた。加えて、子どもの入学前から「児童に対する所感」を語ることが求められ、「児童の保護者になる準備」が促された。〈家庭の学校化〉は、このようにして進んでいった。

さて、ドンズロは『家族に介入する社会』において、フランスの家族の変質プロセスをたどるとともに、変質していく家族を外側から支配し管理するものの本質——「社会的なもの」の成立——について語っている。捨て子や貧民の救済に端を発する少年裁判所、社会事業、精神分析などの「保護複合体」の諸制度が増殖する過程において、「家族を管理することから、家族による管理へ」の移行が起きたことを指摘している(ドンズロ 1977=1991:106)。本論で示した、〈原因としての家庭〉が見出され〈観察者としての家庭〉へと変貌を遂げたという見方もまた、これと同型である。

ドンズロのいう「保護複合体」の中で、ソーシャルワーカーは対象となる家族に定期的に接近し、その成員一人ずつに質問して家族の生活を实地に検証する「社会的調査」の担い手となった。また、生活の不安定な人たちに対して、教師は「子どもによって文明を家庭に浸透させる」社会的使命を帯びていた。フランスと日本、若干の時期の相違を超えて、調査の実践および学校が「保護複合体」の重要な一部をなし、家庭の管理装置の役割を果たしたという、家庭の近代化における共通性を見出すことはできよう。

再び大正期の日本に目を転じよう。1918(T7)年、大阪で方面委員制度という貧民救済事業が始められた。方面委員は住民の生活状態を調査するために担当区内を巡視し、家庭を訪問して本籍や収入、学歴、経歴、性癖や信仰まで調べ上げ、その状況を台帳カードに詳細に記載した(芹沢 2001, 2007)。民間人のボランティアである方面委員は、「家族的な関係性の中で地域の住民を後見するという役割がもたらす、さらには社会を監視してまわる顔役であることがもたら

す快樂」によって困窮した住民の生活に配慮したのであり、「この調査カードこそが方面委員制度の核心だった」（芹沢 2007：84-94）という。

この制度の考案者である小河滋二郎は、救済保護を要する個人について、その現象の由来するゆえんを調べ、その個性的関係に適應する措置を講ずる必要を説いた。それは、「恰も或る疾病を治療するに、先ず当該病者の個性関係を色々の方面から精診詳察することによて、其の病原を探求するの必要あるが如」きことなのであった（小河 1914：2）。

小河の論法は、本論で取り上げた〈原因としての家庭〉が見出される際の語りと同一である。学校と家庭との連絡方法として家庭訪問や家庭調査が普及した時期、学校の外においても、特に「問題のある家庭」に対する救済事業において同様の実践がなされ、その実践を支えるキーワードとして「個性」が用いられたことは、けして偶然の一致ではないだろう。

日本近代において、家庭は教育や感化の対象とされるとともに、学校教育と同型化した教育を担う場となった。そのプロセスの中で学校が家庭の管理装置たりえたのは、学校教育が個人のあらゆる差異の原因を説明する概念として「個性」の語を手に入れ、個性調査・観察とその記録という実践を活用したからであったとみることはできまいか。そして、それを下支えしたのは「調査という愉悅」だったのかもしれない。

*本稿は、平成25年度～29年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「学校的社会化の現代的課題に関する総合的研究：〈子ども理解〉の制度化に着目して」（研究代表者：北澤毅、研究課題番号：25285238）に基づく研究成果の一部である。

註

- 1 たとえば、1882（M15）年の『文部省示諭』にある「家庭教育」は、「学齡兒童ヲ学校ニ入レス又巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授クルモノヲ総稱」する言葉であり、「必シモ一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育ヲ指スニ限ラサル」教育機関であった。そこでは、あくまで小学校教則に従って教え、進級試験は他の生徒と均しく小学校において受けるのであり、合格すれば卒業証書を与えられたが、連続して二度不合格になれば小学校へ入学することとされた。つまり、文部省は「家庭教育」を学校のやむを得ざる代用とみなしていたのである（国立教育政策所第一研究部教育資料調査室 1979：59）。
- 2 山本敏子によれば、そのような新聞・雑誌類の購読者として最初に家庭教育に関心を寄せたのは日清戦争前後の士族層を中心とする都市中産階級の家族であり、「近代家族」の誕生は彼らにこそ求められるという（山本 1991, 1993）。
- 3 明治24年11月17日文部省令第11号小学校教則大綱（教育史編纂会編 1938：104）。
- 4 「父母（或は後見人）」「父兄」「保護者」の用法には、ほとんどの場合区別や意味の差異はない。本論でも引用に即して使用し、相互間に区別や意味の差異をもたせていない。
- 5 小池民次・高橋秀太編輯『家庭教育』は、妊娠からおもに就学までの子どもの養育、教育方法について詳細にわたる注意を説いている。
- 6 「通告簿」「通知簿」「通報録」等の名称も用いられた。多くは、これらの語の前に「学校家庭」または「家庭」が冠され、学校と家庭の双方が自由記述する欄を備えていることを特徴とする。なお、通信簿の歴史については、花井（1986）、山根（1997, 2010）に詳しい。
- 7 山根俊喜は、これらの表簿が現代まで続く通知表の前史であり、そのルーツが英米の教育事情にあること、当初から知育、訓育の両者に重点を置いていたことを明らかにしている（山根 1997, 2010）。
- 8 これらの往復の頻度は毎日、毎週、毎月とさまざまで、様式やページ数も多様である。記載事項もまちまちで、学業に重点を置くもの、品行に重きを置くものがあり、日常の学業、品行、賞罰、試験成

- 績や席次、出席簿授業料の領収などと往復通信欄からなっている。
- 9 小学校教則大綱(1891)第21条には「小学校ニ於テ児童ノ学業ヲ試験スルハ専ラ学業ノ進歩及ビ習熟ノ度ヲ検定シテ教授上ノ参考ニ供シ又ハ卒業ヲ認定スルヲ以テ目的トスヘシ」と定められ、同説明でも「卒業ヲ認定スルハ単ニ一回ノ試験ニ依ラスシテ平素ノ行状学業ヲモ斟酌スルヲ要ス」(教育史編纂会編1938:105)とされた。
 - 10 愛知県第二師範附属小学校では、軍隊手帳に模して入学から8年間(尋常科と高等科)使用できる『児童手牒』を作成した。家庭向けの内容としては、「当校教育の要旨、家庭復習法、躰け方、衛生、学用品、服装、学校参観、授業料、学歴の概要及各学年の学費予算等」が掲載された(蟹江1910)。また、和歌浦尋常高等小学校で1917年に発行された全206頁からなる『誠のかがみ』にも、児童心得とは別に、「一般注意、貯金、欠席、風儀、学科復習、家庭の読物、トラホーム」に関する14頁にも及ぶ家庭への注意がある。
 - 11 『岡山県師範学校附属小学校教授訓練実施集覧』には、明治34年7月発行の「夏季休業中の児童心得」が掲載されている(泉1902:104-105)。
 - 12 学校は、学制施行以来、父母後見人のみならず一般に対しても試験の参観を奨励していた。それは家庭との連絡を意図したからではなく、試験を公開で行うことによって就学督励に結びつけようとするものであった。明治20年前後には、試験の過程に組み込まれていた証書授与が卒業式として独立し、父兄にはあらかじめ案内状が配布されて、次第に父兄の参列を前提とした儀式へと整備されていく(有本2013)。加えて、学校儀式への父兄招喚は、1891年の文部省令「小学校祝日大祭日儀式規程」第六条、「生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ得サシムヘシ」によって根拠づけられた。さらに、卒業式や祝祭日儀式にあわせて運動会や教育品展覧会を開催する学校も多く、これは父兄や住民と学校との距離を近づける意図をもっていた。
 - 13 東京女子高等師範学校附属小学校では、明治25年11月26日の父兄懇話会の演説冒頭に「今日ハ例ニヨリ小学校生徒父兄諸君ノ第三回懇話会ヲ開キタリ学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ必要ナルコトハ今更申上クヘキニモアラス其手段トシテ今日ノ如キ懇話会ヲ開キタル」と述べており、1892年までに父兄懇話会が定着していた(女子高等師範学校1893)。
 - 14 懇話会において話すべき「父兄への希望」12項目のうち遅刻欠席、学用品や服装に関する内容以外の注意。
 - 15 「学芸会」の名称が広まっていくのは、明治40年代以降のことである。
 - 16 大正末期には、学業劣等児、性行不良児の父兄のみを集めての懇談会も紹介されている(大元1923:281-282)。
 - 17 早い例では、「父兄ヲ訪問シ児童ノ成績ヲ告知シ、自己ノ考案ヲ懇示シ、其ノ意見ヲ開キ、其ノ注意ヲ促スベシ」(山高1894:165)、「時々生徒ノ父母ヲ訪問スベキ事」(多田1894:27)と、まだ「家庭訪問」という熟語は使われていない。また、訪問時には「猥リニ其生徒ノ品行若クハ性質ノ事ニ関シテ争議スルコト勿レ、唯宜シク其談話ヲシテ、愉快ニ且温和ナラシメテ務ム」(多田1894:27-29)と、父母とのコミュニケーション自体が目的ととらえられ、この時点では談話の内容にはふれられていない。
 - 18 「苟シクモ当校ニ通学セル児童ノ家庭ヲハ少ナクモ毎学期一回之ヲ訪問シ父兄、母姉等ト懇談シ以テ家庭トノ連絡ヲ努ム欠席児童出席督促ノタメ家庭ヲ訪問スルモノトハ全く別種ノ訪問ニ属ス」(高知県内務部1910:14)。
 - 19 有本(2012)は、1頁に複数名の情報を記載する表簿形式を「集合表」、一つ(1頁ないし複数頁)の表簿に1名分の情報を記載する形式を「個人表」と呼ぶ。また、一度にすべての欄を記入する表簿を「1回記載」、等級や学年が進むごとに情報を累加する形式を「累加表」として区別し、累加の時期によって「単年度累加」と「年次累加」に区別している。
 - 20 1900年第三次小学校令施行規則第23条により、「小学校ニ於テ各学年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク児童平素ノ成績ヲ交差シテ之ヲ定ムヘシ」とされ、進級と卒業の基準は従来に比して緩和されることになった。
 - 21 詳細は、有本(2012)、水谷(2014)を参照されたい。
 - 22 こうした質問と回答の例は、学校管理法書や教育雑誌などにも掲載されている(石田1907、山形県女子師範学校附属小学校1911、大元1914、国分1916、横尾・長谷部1917など)。また、質問項目のみを列挙している例は、松本(1900)、川田(1905)など。

文献

- 有本真紀 2012 「明治期学校表簿にみる児童理解実践—『個性調査簿』の成立過程」『立教大学教育学科研究年報』55, 5-26.
——— 2013 『卒業式の歴史学』講談社。
- 神原文子 2001 「〈教育する家族〉の家族問題」『家族社会学研究』12-2, 197-207.
教育史編纂会編 1938 『明治以降教育制度発達史第三卷』教育資料調査会。
国立教育政策所第一研究部教育史料調査室 1979 『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所。
小山静子 1999 『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房。
——— 2002 『子どもたちの近代—学校教育と家庭教育』吉川弘文館。
——— 編著 2013 『子ども・家族と教育』（辻本雅史監修『論集現代日本の教育史4』）日本図書センター。
- 沢山美果子 1990 「教育家族の成立」中内敏夫編『〈教育〉—誕生と終焉』（叢書〈産む・育てる・教える—匿名の教育史〉1）藤原書店, 108-131.
芹沢一也 2001 『〈法〉から解放される権力—犯罪, 狂気, 貧困, そして大正デモクラシー』新曜社。
——— 2007 『〈生存〉から〈生命〉へ—社会を管理する二つの装置』芹沢一也・高桑和巳編『フーコーの後で—統制性・セキュリティ・闘争』慶応義塾大学出版会, 75-117.
- Donzelot J., 1977 *La police des familles, De Minuit* (= 1991 宇波彰『家族に介入する社会—近代家族と国家の管理装置』新曜社)。
- 花井信 1986 『近代日本地域教育の展開—学校と民衆の地域史』梓出版。
広田照幸 1999 『日本人のしつけは衰退したか—「教育する家族」のゆくえ』講談社。
水谷智彦 2014 「〈教育〉を志向する家族の形成—大正期茨城県水海道地域における『家庭調査』を手がかりに」『立教大学教育学科研究年報』57, 27-47.
牟田和恵 1990 「明治期総合雑誌にみる家族像—『家庭』の登場とそのパラドックス」『社会学評論』41(1), 12-25.
山根俊喜 1997 「『通知表』の起源について—明治前期の日常的成績評価及び行状・品行評価と家庭通信」『鳥取大学教育学部研究報告』教育科学 39-1, 167-186.
——— 2010 「日本における通知表の歴史再考」教育目標・評価学会編『「評価の時代」を読み解く—教育目標・評価研究の課題と展望 上巻』154-163.
- 山本敏子 1991 「日本における〈近代家族〉の誕生—明治期ジャーナリズムにおける『一家団欒』像の形成を手掛りに」『日本の教育史学』34, 82-96.
——— 1993 「〈家庭教育〉創出のシナリオ」寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規, 179-198.

資料

- 朝倉政行 1910 『子供のため—一名・小学児童保護者の心得』目黒書店。
池上誠 1905 「小学校初学年に於ける教授の実際」『日本之小学教師』74, 23-26.
石田勝太郎 1907 「個性研究調査の実行方法」『日本之小学教師』100, 17-20.
泉英七 1902 『岡山県師範学校附属小学校教授訓練実施集覧』武内教育書房。
上原佐一郎 1888 『家庭学校通知簿』上原佐一郎。
遠藤正次郎 1894 『学校家庭通信簿』遠藤正次郎。
大川義行 1909 『児童個性の研究』弘文堂。
太田為之進 1897 『実験教授法 新式応用』教育書房。
太田保一郎 1891 『德育原論』金港堂。
大元茂一郎 1914 『小学校訓練に関する研究』目黒書店。
——— 1923 『小学校経営綱領』目黒書店。
岡部喜武郎 1881 『父母心得草』岡部喜武郎。
岡山県女子師範学校附属小学校編 1910 『岡山県女子師範学校附属小学校研究報告 第一掛』山陽書籍。
小河滋二郎 1914 「医家と社会事業の關係に就て」『救済研究』2(3).
勝又次郎 1901 『新編実用教育学』文学社。
加藤末吉 1906 『学校と家庭との連絡』育成会営業部。

- 蟹江虎五郎 1910「当校に於ける児童教養に関する一般的施設並に家庭連絡法」(愛知県第二師範学校附属小学校)金港堂編集所編『全国附属小学校の新研究』金港堂, 820-835.
- 榎木寛則 1876『小学日課表用法』雄風館。
- 川田鉄彌 1905「教育の趣味」『日本之小学教師』79, 8-9.
- 城戸俊二 1925「学校家庭連絡の実際的方法」『教育論文集 第二集』大阪府豊能郡教育会, 27-37.
- 教員文庫編集部編 1900『実験教育壇』(教員文庫 第5編)同文館。
- 京都府第二部 1908『京都府初等教育優良事蹟 第二編』京都府第二部。
- 小池民次 1885「家庭教育」『大日本教育会雑誌』21, 20-30.
- 小池民次・高橋秀太編 1887『家庭教育』金港堂。
- 高知県内務部 1910『高知県高岡郡尾川村治績一斑—明治四十二年五月視察』。
- 国府寺新作・相沢英二郎 1893『新式学校管理法』成美堂。
- 国分正憲 1916『小学校に於ける實際的訓練の研究』東京出版社。
- 雑賀尋常小学校 1910『家庭の葉—教育実話』雑賀尋常小学校。
- 佐々木清之丞 1907『小学校の理論及教授訓練の実際』宝文館。
- 佐々木吉三郎 1903『訓練法撮要下巻』同文館。
- 幣原坦 1909『学校論』同文館。
- 女子高等師範学校 1893『茶橋録話 第二編』女子高等師範学校。
- 藪田新之丞 1889『学校家庭通信簿』平松伊兵衛。
- 島田民治 1913『小学校教員検定 受験用管理法講義』六盟館。
- 下田武八編 1889『家庭通信帖』下田みさほ。
- 小学教育研究会 1917『小学教育と家庭及社会』(小学教育實際叢書第1編第8巻)小学教育研究会。
- 鈴木光愛 1907『新編学校管理法—師範適用』宝文館。
- 田口義治 1896『管理法問答』(新式教育学問答全書巻の三)教育書房。
- 多田房之輔 1894『学校家庭連絡の方法』(通俗教育全書第39編)博文館。
- 鶴橋愛次郎 1888『小学生徒日課表』鶴橋愛次郎。
- 東京府教育会 1890『東京府下小学校教育品展覧会報告書』附録, 東京府教育会。
- 中沢忠太郎編 1909『教育者を中心としたる市町村の教化事業』良明堂。
- 並河栄四郎 1910『最近教育趨勢の実際及見解』並河平四郎。
- 新潟県教育会編 1894『新潟県尋常師範学校附属小学校単級成績報告書』高橋新吉。
- 西台来太郎 1910『子供のしつけ方—家庭教育』明治の家庭社。
- 根岸貫 1902『小学校実験管理談』東洋社。
- 服部乙次郎 1908『おやの務—小学児童』宝文館。
- 樋口勘次郎 1899『新教授法—統合主義』同文館。
- 広島県内務部学務課 1911『普通教育ニ関スル施設一斑』広島県内務部学務課。
 ————— 1912『普通教育ニ関スル施設一斑』広島県内務部学務課。
- 広島県師範学校代用附属小学校大河尋常高等小学校編 1915『郷土を本位とせる学校教育の実際』広島県師範学校代用附属小学校大河尋常高等小学校。
- 甫守謹吾 1888『家庭通信簿』岩田仙太郎。
- 眞佐喜貢 1920「家庭との連絡方法」熊本県女子師範学校附属小学校編『熊本県小学校初学年教育協議事項』園田行喜。
- 松本徹石 1900「家庭訪問につき」『児童研究』4, 38-39.
- 峯是三郎 1893『修身教授及訓練法—実験立案』博文館。
- 箕曲庸人編 1894『学校家庭通報録』箕曲庸人。
- 三輪唯五郎 1900「児童訓練上に於る賞罰の实效」『日本之小学教師』1-11, 55-65.
- 三輪田元道・原田長松 1902『応用教育学』成文社。
- 矢口豊等編 1902『茨城県師範学校附属小学校諸調査要領 第二集』川又含英堂。
- 山形県女子師範学校附属小学校 1905『山形県女子師範学校附属小学校規則及内規』。
- 山高幾之丞 1894『実験小学管理術』金港堂。
- 山松鶴吉 1910a『模範的小学校経営の実際』同文館。
 ————— 1910b『現今小学校の欠点及改良方法』同文館。

山本為次郎 1889『家庭学校通知簿』高美実五郎ほか。
吉見経綸 1884『教育概論』。
和歌浦尋常高等小学校 1917『誠のかがみ』和歌浦尋常高等小学校。
「生徒行状調査簿」1898『北海道教育雑誌』62, 50-53.